

はじめに

長野県では県民の皆様が安全で快適に暮らせるよう様々な公共事業を行っています。これらの公共事業を行うにあたっては、皆様のご大切な土地をお譲りいただいたり、建物など物件の移転をお願いしたりしなければなりません。

こうした場合、どのような手続きで土地や物件の移転などの補償がなされるかについて、その概要をご説明いたします。

ぜひとも、このパンフレットをご一読いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



調査について

公平で適正な補償を行うために、土地や建物などの物件について、もれなく正確に調査をさせていただく必要があります。

1 土地の調査

土地の調査は、県が取得させていただく土地の面積の確定と権利者の確認が目的であり、土地所有者や隣接地の所有者の立会いのもと、一筆ごとに境界を確認していただくうえで土地の測量をさせていただきます。

2 建物、門塀等工作物、立木などの物件の調査補償額を算定するため、あらかじめ日程調整をさせていただくうえで、県が委託した補償コンサルタント会社がお伺いし、建物などの物件を調査させていただきます。



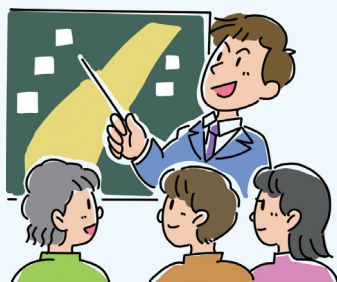
これからお世話になります

用地補償の流れ

01

事業説明

皆様にご協力いただくため、事業の目的、計画の内容、用地補償などについて説明いたします。



02

測量・調査

皆様に立会をいただき、土地の境界、事業に必要な土地の範囲を確認していただくとともに、建物などの調査を行います。



03

補償額の算定

取得させていただく土地や移転していただく建物などの補償額の算定を行います。



補償について

土地の価格や建物等の移転料は、憲法、土地収用法などの法律の規定をふまえ、国や市町村と同じ「公共用地の取得に伴う損失補償基準」などにに基づき公平・適正に算定します。

これを皆様にお示しして補償内容をご説明いたしますので、建物の移転や税金のことなどご心配なことは遠慮なくご相談ください。



ご協力ありがとうございました



04

契約内容の説明

補償額の算定ができますと、皆様にお示ししてご理解をいただけるようご説明いたします。



05

契約・登記・移転

ご了解いただきますと、契約書、登記承諾書などに署名、押印をしていただくとともに、建物などの物件を移転していただきます。



06

支払

建物などの物件の移転、土地の所有権移転登記が完了した後に、銀行等への振込みにより補償金をお支払いいたします。

